

産業廃棄物の受入停止のお知らせ



資源化センターでは、これまで一部の産業廃棄物を受入れていましたが、**令和7年4月1日**から、田原市との広域ごみ処理が開始されることに伴い、**産業廃棄物の受入れを停止**します。投入許可を受けて産業廃棄物を搬入している方は、民間の産業廃棄物処理施設を利用していただくこととなりますのでご承知おきください。

なお、事業系の一般廃棄物については、これまでどおり受入れを行います。

変更前

～R7.3.31

許可する廃棄物の種類等

		種 類
紙くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から出る紙、板紙のくず
木くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材、おがくず、バーク類など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）から出る木材、竹、ワラ、その他これに類する不要物 物品賃貸業（リース業）に係るもの 貨物の流通のために使用した木製パレット
繊維くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から出る木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
動植物性残さ	一般廃棄物	下記以外のもの（魚市場、飲食店から排出される残さ、厨芥類など）
	産業廃棄物	食料品、医薬品、香料製造業から生じる魚獣の骨皮、内臓等のあら、酒かすなどの不要になったもの （製造及び加工工程により発生する残さに限る）
その他の一般廃棄物		（例）動物のふん尿（畜産農業に係るものは除く）、美容業から排出される人毛など



変更後

R7.4.1～

許可する廃棄物の種類等

		種 類
紙くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から出る紙、板紙のくず 受入停止
木くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材、おがくず、バーク類など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）から出る木材、竹、ワラ、その他これに類する不要物 物品賃貸業（リース業）に係るもの 貨物の流通のために使用した木製パレット 受入停止
繊維くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から出る木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず 受入停止
動植物性残さ	一般廃棄物	下記以外のもの（魚市場、飲食店から排出される残さ、厨芥類など）
	産業廃棄物	食料品、医薬品、香料製造業から生じる魚獣の骨皮、内臓等のあら、酒かすなどの不要になったもの （製造及び加工工程により発生する残さに限る） 受入停止
その他の一般廃棄物		（例）動物のふん尿（畜産農業に係るものは除く）、美容業から排出される人毛など

この件に関する注意点と問合せ先については、裏面をご覧ください。▶